

山梨県技能者表彰等推薦の手引き

(令和7年度)

- | | | |
|---|-------------------|--------|
| 1 | 推薦手続 | P 1, 2 |
| 2 | 記載要領 | P 3, 4 |
| 3 | 推薦に係る留意事項 | P 5 |
| 4 | 様式 | |
| | 様式1 山梨県卓越した技能者推薦用 | (A 4判) |
| | 様式2 山梨県伝統工芸技能者推薦用 | (A 4判) |
| | 様式3 山梨県優秀技能者推薦用 | (A 4判) |
| | 様式4 山梨県青少年技能者推薦用 | (A 4判) |
| | 様式5 山梨県若年技能者調書 | (A 4判) |

山梨県技能者表彰及び山梨県伝統工芸技能者表彰の 推薦手続

1 候補者の選定

推薦者において、次の(1)のアからオのいずれか及び(2)に該当すると認める者。
なお、候補者は県内に住所を有することが必要。

(1) 表彰の区分

- ア 山梨県卓越した技能者（やまなしの名工）
- イ 山梨県優秀技能者
- ウ 山梨県青少年技能者
- エ 山梨県若年技能者
- オ 山梨県伝統工芸技能者

(2) 勤務実績、日常生活等において、他の技能者の模範と認められる者であること。

また、過去において禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

2 提出書類

(1) 山梨県卓越した技能者表彰及び山梨県伝統工芸技能者表彰

- ア 山梨県卓越した技能者又は山梨県伝統工芸技能者調書
(様式1-(1)、(2)又は様式2-(1)、(2)) 1部

※推薦調書は、山梨県庁ホームページからダウンロードしてください。

【様式等の掲載場所（URL）】

https://www.pref.yamanashi.jp/san-jin/81_027.html

または、山梨県ホームページ

トップページ → しごと・産業 → 就職・労働 → 職業能力開発
→ 技能振興 → 技能者表彰制度（現代の名工・やまなし山梨の名工など）

イ 資料

被表彰候補者の高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は説明することのできる次のような資料等をできる限り収集し、原則として返還を要しないものを提出してください。

なお、資料の返還を希望する場合は、資料の表紙等へ「要返還」と朱書きしてください。

(ア) 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界誌等の記事

(イ) 写真、説明書、図面等

本人の製作物、発明考案、又は改善等に関する写真、説明書、図面等。

例えば、改良前と改良後の比較は数量的に分かり易く行っていただき、専門分野・技術的分野の用語等については、平易な説明文、ふりがなを付すなどしてください。

(ウ) 特許、実用新案等の資料

発明者名、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写を添付してください。

(エ) 職業能力検定及び技能競技大会等に係る資料

技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類及び技能競技大会等において優秀な成績を修めたことを明らかにする書類を添付してください。

(2) 山梨県優秀技能者表彰、山梨県青少年技能者表彰及び若年技能者表彰

- ア 山梨県優秀技能者、山梨県青少年技能者及び山梨県若年技能者調書
(様式3、様式4又は様式5) 1部
- イ 職業能力検定及び技能競技大会等に係る資料
技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類又は技能競技大会等において優秀な成績を収めたことを明らかにする書類を添付してください。

3 書類の提出期限、提出方法及び提出部数

令和7年8月29日(金)当課必着
持参又は郵送により1部提出してください。

4 被表彰者の決定

令和7年10月下旬(決定後、速やかに推薦者に通知します。)

5 表彰式

令和7年11月27日(木) <予定>
山梨県立中小企業人材開発センター(甲府市大津町2130-2)

6 お問い合わせ、書類の提出先

〒400-8501
甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県産業政策部産業人材課
人材育成担当 相川、長久保
TEL 055-223-1567(直通)
FAX 055-223-1564(直通)
E-mail san-jin@pref.yamanashi.lg.jp

推薦調書記載要領

(各表彰共通事項)

- 1 所定の様式を使用し、各欄の内容は簡潔明瞭かつ正確に記入してください。
- 2 「氏名」欄には、戸籍上の氏名を記入し、ふりがなを付けてください。
なお、雅号がある場合は、氏名の下に（ ）書きで記入してください。
- 3 「生年月日」欄には、戸籍上の生年月日を記入し、（ ）内には、令和8年3月31日現在の満年齢を記入してください。
- 4 「最終学歴」欄には、学校名（学部及び学科名を含む）及び卒業（又は中退）年月を記入してください。
- 5 「就業地」欄のうち「事業所名」欄には、雇用されている場合には勤務先の名称を、自営の場合には経営する事業所の名称を記入してください。
- 6 「職歴及び団体歴等」欄には、勤務先の名称、職務内容、役職が異なるごとに記入してください。
なお、団体等における履歴のうち、本表彰と直接関係がないもの（例えば民生委員や消防団員などの履歴）は記入しないでください。
※ 優秀技能者表彰、青少年技能者表彰、若年技能者表彰は「職歴」のみ
- 7 「在職期間」欄には、始期と終期を記入してください。
なお、現職については、表彰日前に任期等が到来するものを除き、空欄としてください。
- 8 「叙勲・褒章」及び「表彰」欄には、既に受章した叙勲・褒章及び表彰（技能に関連して表彰を受けたもののみ記入）別に、受章及び表彰年月日並びにその事由を記入してください。
また、表彰状等の写を添付してください。
※ 山梨県優秀技能者表彰、山梨県青少年技能者表彰、山梨県若年技能者表彰は「表彰」のみ
- 9 「免許・資格等」欄には、免許、資格、特許、実用新案等を有する者については、その種類と取得年月日を記入してください。
技能検定などの合格者については、資格及び職種の名義とその証書の交付年月日を記入し、当該証書の写を添付してください。
なお、本表彰と直接関係のない免許・資格等は記入しないでください。
- 10 「推薦しようとする理由」欄には、当該技能者を推薦する理由を具体的にわかりやすく記入してください。

**以下13までは、「山梨県卓越した技能者表彰（やまなしの名工）」
及び「山梨県伝統工芸技能者表彰」のみ該当**

- 11 「技能の概要」及び「功績・貢献の概要」欄については、下記①及び②に留意して具体的に記述してください。
また、専門用語等については、ふりがな及び簡単な説明（別葉でも可）を添付してください。
- ① 「技能の概要」欄には、当該技能者の持つ技能の概要を記載し、その技能水準について、他の技能者と比較して、どのような部分がどの程度、どのように優れているのかを客観的に分かりやすく記載してください。また、作業手順等が本人の創意工夫により改善されたのかなどについて、具体的に記載してください。
- ② 「功績・貢献の概要」欄には、候補者が製作等した（している）機械・建造物等の具体的事例と、そこで使われた技能が特に優秀なものであることの判断材料を記載してください。また、①に記載した作業手順や作業内容、生産工程の改善などにより、企業、産業界、社会に対し、どのような効果・貢献があったかについても、具体的な事例を挙げて記入してください。
- 12 「後進指導育成の概要」欄には、候補者の行った（行っている）後進の指導育成について、その内容や指導方法における優れた点、後進の育成状況などの成果について具体的に記入してください。
- 13 「現役性」欄は、候補者が現役の技能者であるかを確認するためのものですので、日々の就業状況（就業時間等）を具体的に記入してください。

その他

- 1 調書等は、パソコン等により作成してください。
- 2 原本を提出してください。
- 3 記載漏れや記載誤り、添付書類の不足などがないよう十分精査してから提出してください。
- 4 記載方法等について御質問がある場合は、山梨県産業政策部産業人材課まで、電話またはメールでお問い合わせください。

問い合わせ先 山梨県産業政策部産業人材課
人材育成担当 相川、長久保
電話 055-223-1567、F A X 055-223-1564
電子メール san-jin@pref.yamanashi.lg.jp

推薦に係る留意事項

1. 「技能の概要」

技能の内容を具体的に説明するとともに、その技能が優れている理由を説明すること。

2. 「功績・貢献の概要」

被推薦者の有する技能による産業・社会等への功績・貢献について記載し、団体・会・会社の役員・社員としての活動状況のみを記載することのないように注意すること。

3. 共通の留意事項

例年、指摘される事例には、次のようなものがあります。

(a) 表現が客観性に欠ける

例1 非常に優れている

→ 他と比較してどう優れているか数値などで表現すべき

例2 短時間で加工できる

→ 通常3時間かかる加工を1時間でできる など

例3 精度が向上した

→ 標準公差 $\pm 0 \mu\text{mm}$ が $\pm \Delta \mu\text{mm}$ に向上した など

(b) 共同作業による場合、その実績における本人の関わりが不明瞭

→ グループ作業や大型製品等の場合、本人が関わった部分について、個人の技能に特化して記載する。

(c) 技能・功績の実績内容が技術的要素のみ

→ 卓越した技能を有するものであることが判断できるよう、特に技能の質的な面を記載する。

(d) 製品の紹介のみで、技能の関与が不明瞭

→ その製品の製作過程のどこで本人の技能が活かされたか明らかにする。

(e) 技能の相対的レベルが掴みにくい

→ 他の競技者と比較して、どの程度優れているのか記載する（地域に限定されるような性質の性能で、レベルの評価が難しい場合は、貢献内容を記載する）。